

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山形県東置賜郡高島町

2 構造改革特別区域の名称

高島町なかよし給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

山形県東置賜郡高島町の全域

4 構造改革特別区域の特性

高島町は、山形県の東南部に位置し、東は宮城県に接し、南は米沢市、北は上山市に挟まれた面積 180.04 km²、人口 26,148 人(平成 20 年 4 月 1 日現在)で、町としての人口は県内一である。縄文時代の古代から人が住み、町内のあちこちに県指定の遺跡等が散在しており、奥羽山系から流れ出る川により形成された扇状地に広がる肥沃な土地が当時から人々をひきつけていた。そのため食の安全を語る時によく取り上げられる有機農業は他に先駆けて行われてきた土地でもある。果樹栽培もさかんで、初夏のさくらんぼから秋のリンゴやラ・フランスまで、新鮮な果物が途切れることはない。四季折々の果物と野菜は、町内各地の直売所で販売され、地元の人のもとより観光客にもよく利用されている。町民の地産地消の意識は高く、農産物生産者の地元での販売活動も活発である。

近年、町の西側を走る国道 13 号線沿いに新しい住宅が増え、若い夫婦の世帯が増加しているものの、一方で山際の集落は少子高齢化が徐々に進行している。

町内には、児童施設として保育所が 6 ヲ所（公立 3 ヲ所、私立 3 ヲ所）、集団保育をしている公立の児童館が 1 ヲ所、私立幼稚園が 2 ヲ所、認可外保育施設が 1 ヲ所あり、入所児童数は就学前児童数 1,318 人中、850 人（平成 20 年 4 月 1 日現在）が何らかの児童施設に在籍している。入所児童数はわずかに減少傾向にあるが、反面、女性の社会進出が進むにつれ、年度途中からの 3 歳未満の児童の入所が毎年増加している。保護者の教育・保育への関心と期待は年々高まっており、就学前の 3 歳以上の児童の入所率は 90%を超えている。

現在、公立保育所 3 園の給食の食材は、少量の注文を受け付けてくれるそれぞれの地区の地元商店から購入しており、地元でとれた新鮮な野菜や果物が入手できる。

ところが、宮城県に隣接する山間部の二井宿地区にあり、少子化で定員割れになっている“二井宿保育園”は、今年に入り、地元の食料品店の廃業が相次いだことや、少量の注文であるため遠方の業者による配送が困難である等、食材調達が制限され、給食を提供する上で支障が生じている。当該保育園は、現在 3 歳以上児のみ

11名を保育している。過疎化が進み、毎年入所児童は減少しているものの、地区から町の中心部あるいは近隣の市などに就労している保護者にとって、当該保育園はなくてはならないものであって、閉園となれば地区の急速な過疎化が懸念される状況である。

そこで、設備等余力のある他の保育園で調理したものを“二井宿保育園”に外部搬入し、多種類の食材を使った安全でおいしい給食を提供することで、児童の健やかな成長と当該保育所の運営の安定を図りたいという検討案が出され、このたびの特区申請となった。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画が実現できれば、現在、“二井宿保育園”が直面している食材調達の困難を解決し、他の公立保育所と同じ多種類の食材を使用した給食を児童に提供できるようなる。

同時に小規模施設ではなかなか難しい一元購入、一元調理による調理業務の合理化を図ることができ、経費の節減や省資源、省エネルギーにつながる。

働き方の多様化で、保護者のニーズが高いものの、現在は町の限られた財政では、保育サービスが追いつかない乳児保育や延長保育、一時保育、障がい児保育等の特別保育に節減した経費を充て、サービスの充実を図ることができる。サービスを利用し、保護者が安心して就労できることは、児童の福祉面だけでなく、地域社会の安定と活性化につながる。

各公立保育所で実施する「食育」の方針が統一され、食を通じての健全な心身の育成と、食に対する保護者への啓蒙が図られる。

また、近い将来、小学校の給食室で保育所の給食を調理できるようになった時も、残りの老朽化した保育所に関して同じ効果を期待できる。

給食の食材として、地元で生産された野菜や果物を購入しているが、小規模施設での購入量は限られている。数施設分を一元的に購入し調理することになれば、地元農家に現在以上の作付けを依頼でき、あるいは小規模農家がまとまり、計画的な作付けと出荷が可能になり、農家経営の安定、地産地消の促進の一環を担うことができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

地域事情による給食の質等の格差をなくし、多種類の食材を使用した給食を提供することで、各公立保育所で実施する「食育」の保育方針が統一され、幼児期から食を通じて健全な心身の育成を図る。

合理化しにくい小規模施設の経費節減が図られ、節減された経費を財源に、保護者から充実が望まれている特別保育等の保育サービスに充てる。

給食試食会や献立表の配付を通じて、食に対する保護者への啓蒙が図られ、安

全・安心な地元産の食材に関心を持ってもらう。

公立保育所において給食の外部搬入を実施することで、地元食材をより多く購入し、地元農家の作付けの拡大、安全な作物作りを促進、経営の活性化に寄与する。地産地消の活動をいっそう広げる。

高島町では、中学校の給食を、小学校で作って中学校に搬入するという親子方式で計画である。それが実施され、余裕が出たときは、老朽化しているもうひとつの保育所の給食についても小学校から保育園にという外部搬入を検討できるものと思う。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

保護者からのニーズが多い延長保育や乳児保育、障がい児保育等の特別保育の充実を図り、社会参加を希望する女性の地位の向上、家庭経済の安定、ひいては町の福祉の向上、社会の活性化に資することができる。

公立保育所において給食の外部搬入を実施することで、食材の安定した調達、設備・光熱水費等の節減などの合理化ができる。

同時に、これまで以上に新鮮な食材を地元から購入し、農家の作付けの拡大を図り、より安全で安心して食べられる野菜づくりを広め、地産地消がより促進される。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 食育の推進

公立保育所において給食の外部搬入を実施することで、多種類の食材を使用し内容の豊かな給食を提供、地域事情による給食内容の格差をなくし、公立保育所での統一した食育を推進する。

(2) 子育て支援の充実

公立保育所において給食の外部搬入を実施することで節減された経費を財源として、特別保育等の子育て支援サービスの充実を図る。

(3) 地産地消の推進

一元購入することにより、地元農産物の購入を増やし、農家の活性化および保育所の行事等を通して保護者の地元産食材に関心を持たせる等、地産地消の取り組みを促進する。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

高島町立二井宿保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

公立保育所である二井宿保育園では、現在、給食食材の調達に支障がでているため、自園調理が困難な状況にある。このため、設備等に余力のある町内の公立保育園で給食を調理し、外部搬入を行うことで、二井宿保育園の児童に“安全・安心な給食”を提供する。あわせて、調理業務の効率的な運営を図る。

搬出元のなかよし保育園と搬入先の二井宿保育園とは、給食の配送にかかる所要時間は30分ほどである。

対象は3歳以上の児童が15名程度で、離乳食が必要な3歳未満の児童は受け入れていない。現在、二井宿保育園は自園調理をしており、基準どおり調理室を有し、ここを使用して加熱、保存、配膳等をするために必要な機能を備えている。

◇搬入先「二井宿保育園給食室の概要」

調理室面積	21.94㎡
職員配置数	1名
調理能力	50食
主な調理器具	冷蔵庫、冷凍庫、ガステーブル、配膳棚 食器等消毒乾燥保管庫 調理台 流し台 等

◇搬入元「なかよし保育園給食室の概要」

調理室面積	45.50㎡
職員配置数	4名
調理能力	300食
主な調理器具	冷蔵庫、冷凍庫、ガステーブル、フードカッター スチームコンベクションオーブン、食器洗浄機 食器消毒保管庫 調理台 流し台 ほか
その他	食品庫、検収室、職員休憩室等設置

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施に当たっては、「構造改革特別区

域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について(平成 20 年 4 月 1 日付雇児発第 0401002 号)」における留意事項を遵守する。

- (2) 外部搬入により提供される給食の内容は、あらかじめ栄養士によって作成された献立に基づき、年齢に応じた大きさ、固さ、分量等について十分な配慮をする。現在 3 歳未満の児童は受け入れていないが、保育希望があつて受け入れる場合は、発育や離乳時期に応じた食事を搬入元で調理し提供する。食事アレルギーの児童についても、保護者との連絡を密にし、調理関係者との連携をとつて同様に提供する。

また、保育中に体調が悪くなった児童については、園医の助言を求める体制を整え、水分や適切な食事がとれるよう配慮する。

- (3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について (昭和 62 年 3 月 9 日付社施第 38 号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について (平成 5 年 2 月 15 日付指第 14 号)」の第 4 の 2 の規定及び「保育所における調理業務の委託について (平成 10 年 2 月 18 日付雇児発第 86 号)」を遵守する。

調理方式は、搬出元から 30 分で配送可能であることから、食材を加熱処理後ただちに冷凍または冷蔵せずに密封できる専用のコンテナに収容し、専用の保冷車を使って運搬、到着後すぐに提供するクックサーブ方式を採用する。調理員が受領し、衛生管理のもと配膳する。使用した食器、コンテナ等は当日のうちに回収し、搬出元のなかよし保育園で洗浄消毒後、保管する。

調理室は、厳重な衛生管理のもとに調理が行われており、食材の適正管理、調理職員の研修、健康管理を行い、保健所の指導に従い適正な運用を行う。

給食配送スケジュール

8 時 00 分	なかよし保育園で調理開始
11 時 00 分	調理完了・配送出発
11 時 30 分	二井宿保育園到着 (11 時 50 分給食開始)
13 時 00 分	回収開始・出発
13 時 30 分	二井宿保育園到着、回収
14 時 00 分	なかよし保育園到着、洗浄・清掃

- (4) 必要な栄養素量の確保に努め、地域の食材を多用した季節感のある献立を検討し、「保育指針」「山形県の食育計画」(県食育プログラム)等参考に発達段階に応じた適切な給食を提供する。
- (5) 特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、本町の場合、搬入元、搬入先とも公立保育所であるため、保育所長の間で覚書を締結する。